

横浜市野毛山荘の指定管理者公募要項等に関する質問・回答一覧

令和8年8月26日

西区地域振興課

質問 番号	資料名等	ページ・項目	質 問 内 容	回 答
1	公募要項	P2：3 指定管理者が行う業務	現在、野毛山荘で運営されています介護保険指定通所介護事業を継続せずに廃止（指定申請取下げ）することは可能でしょうか。 なお、廃止をご承認いただけたら、当該スペースは横浜市老人福祉施設条例（本公募要項）に基づいて、新たな活用方法を本公募申請にてご提案申し上げます。 補足：現行ご利用者への激変緩和（負担軽減）として、即時廃止を避けて、段階的に規模縮小を図り時間を掛けて廃止に至る準備もごさいます。	条例において、通所介護事業を実施することが定められているため、廃止することはできません。
2	公募要項	P2：3 指定管理者が行う業務	現在の通所介護を利用している方々の主な介護度の範囲について、ご教示ください。	別添資料「令和7年度通所介護事業報告」をご参照ください。
3	公募要項	P2：3 指定管理者が行う業務	現在の通所介護を利用する一日の平均利用人数について、ご教示ください。	令和7年度のデイサービスの1日あたりの平均利用者数は、約16人になります（運営日数：308日、延べ利用者数：5,019人（要介護4,500人、要支援519人））。
4	公募要項	P2：3 指定管理者が行う業務	実施する通所介護規模（利用人数など含め）についての指定はありますでしょうか。	通所介護の指定要件を満たす範囲内であれば、定めはありません。なお、現指定管理者においては、定員30名で実施しています。
5	公募要項	P26：8(2)エ 介護に関する入門的研修の実施	介護に関する入門的研修の実施については、受託側主催の開催も可能でしょうか。	介護に関する入門的研修の実施については、本市が別途委託する事業者の主催で実施する想定です。 ただし、本市と連携し、高齢者向け企画事業等に組み込むことは可能です。
6	その他	参考資料（事業報告書・収支決算	令和7年度の収支決算書収支等（老人福祉センターおよびデイ）について、ご教示ください。	別添資料「令和7年度横浜市野毛山荘収支決算書」をご参照ください。
7	その他	参考資料（物品管理簿）	老人福祉センターにおける個人やグループ利用の際に使用する備品類はすべて施設側で用意また管理が伴うかについて、ご教示ください。	利用者貸出用の物品を含めた、施設に備え付けの備品一覧については、公募ページ掲載の参考資料「物品管理簿」をご参照ください。 なお、物品管理簿に掲載の備品は横浜市（西区）に帰属します。 また、指定管理者が指定管理業務会計にて調達した施設用備品は、市に寄贈することとしており、指定管理者はこれらの備品を適切に管理する必要があります。